

上野タケ子 模擬議員 ごみ収集所は簡単な考え方で設置できるのではないかと。ごみは決められた場所にしか置けないのか。

小さいごみ袋を役場だけで販売しているが、購入者があるのか、どのような人が購入すると想定しての対応か。

新しいごみ袋にごみを入れることに抵抗がある。古い袋の再利用を検討してほしい。

各種の公共事業、事業拡大による耕作面積の拡大により、大きな木々がなくなっている。町として景観条例を定め、石積や水仙、あじさいを植えることもいいと思うが、広葉樹を守って森を育て、地球温暖化防止に努める考えはないか。

町長 ごみステーションの簡易な設置方法はないかとの質問については、簡易で野積み状態になつたごみは、カラスなどに食い散らされ、風雨で散乱することもあり、決して良い環境が保たれているとはいえない。小さいごみ袋の利用者については、現在、ごみ袋は大小2種類がある。大きいサイズは、小売店で販売しているが、小さいサイズは保健衛生課と総合管理課で販売をはじめた。1・2人暮らしにはちょうど良いとの意見がある。利用してもらえよう周

知を図っていききたい。

古いごみ袋の再利用については、指定ごみ袋の使用については、以前から北薩広域行政事務組合の取り決めで、ごみ袋に名前の記入や環境センターに持ち込んだとき、市町名等がすぐ分かる仕組みで、ルールを守らない人への指導、分別効果を高めることを目的としている。レジ袋や包装袋などでごみが出せないかということについては、使用を認めてしまうと産業廃棄物として出すべき肥料袋などで出すことも考えられ、分別が後退する恐れもある。町では、今後も指定のごみ袋を使用することになっている。

地球温暖化防止については、地球温暖化は目に見えず、徐々に進んでいくものであるため、関心が低いのが問題だと感じている。今後、地球温暖化に関心を持つってもらうこと、家庭でできる温暖化防止の実践をしてもらうことが重要と考えるので、説明会等を通じて周知をしていきたい。

道路の幅員や歩道幅員は、通行量によって決定されることから、本町の歩道幅員はほとんどの道路で2mとなる。電動カー等の利用は増加するものと考えられ、幅員の狭い歩道内に植栽をした場合、これらの通行や離

合に支障を来たすことから歩道内への植栽は難しい。しかし、今後の道路づくりは、利用者にやさしい地球環境に配慮した道路づくりをする必要があり、道路改良に伴う旧道敷きには、広葉樹などの植栽や簡易な休憩所、展望所を作る必要がある。

松尾美保子 模擬議員 合併当初から職員の定数はどのように推移しているのか。現在、2人の副町長がいるが職務はどういうものか。

黒之瀬戸に物産館を建設するということだが、本当に必要性があるのか。経済効果の見込みはあるのか。

町では、競技会参加の補助金交付要綱を設置しているが、県や九州地区を代表しての全国大会、九州大会出場については、対象外になると思われる。九州大会でも補助対象とすることはできないのか。

町長 合併したときの職員総数は224人だったが、11月1日現在では208人となっている。従って合併時と現在を比較すると16人、7.1%の減となっている。条例上は総数が231人となっており、11月1日現在の208人と比較すると23人の減となっている。今後も



開会にあたり、あいさつする川添町長

年度ごとに職員数を減らしていく計画である。

副町長2人制については、町長の権限に即する事務や議会に提案する議案・人事・予算編成に關すること等町長を補佐する総合的な職務を担当している。

副町長2人制の考え方については、合併協議会での調整残や職員間の意識、住民の感情など十分理解し合つてのスターではなかったように思ったので、両町間の融和と均衡ある町政発展の意味から、また、長島の合併は分庁方式であり、県内でも初めての試みでもあったので助役2人制を導入した。財政面での心配もあったが、一人は職員の中から選任したので、一人分増加したということではない。財政問題から、いつまでも2人制という訳にはいかないので、議会でも自分の間ということでは

解をいただいている。

黒之瀬戸の物産館については、長島も近い将来、新幹線や西回り自動車道、空港道路開通の効果による観光、その他の交流人口の増大が見込まれ、観光ルートの整備が急がれている。町ではこれらを想定し、今年4月に「長島ふるさと景観条例」を施行し、国の「頑張る地方応援プログラム」や県単事業の「魅力ある観光地づくり事業」等、有利な事業を導入して事業を進めている。その中の重要な事業として黒之瀬戸大橋公園整備を進め、平成21年度に物産館建設を計画している。長島の観光の発信基地となる観光案内所も建設する予定である。経済効果は、水産物を中心に農産物、土産等、それに雇用の場の確保としても効果を出せるものと考えている。

教育長 競技会参加の補助金については、要綱を定めて町民が県を代表して全国大会などに参加する場合に補助している。中学生の場合、部活動は正規の教育なので全額補助している。小学生の場合は、スポーツ少年団などが該当するが、競技団体などが全額補助するケースが多い。指導者までは補助しない場合もあり、小学生は1人で参加